

介護保険の指定事業者になるには

準備

○ 指定の要件（基準）の確認と申請書類の作成

指定事業者になるためには、厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たさなければなりません。例えば、法人格がないと指定を受けられません。法人格を取得するための手続きが必要です。定款等の変更が必要な場合もあります。

※ 予防型サービスは特に定款の記載に注意が必要です。

※ 株式会社等の民間法人の設立方法については、お近くの法務局にお問い合わせ下さい。

基準を知りたい方は、介護保険六法等の一般の書籍や神奈川県介護保険のホームページ「介護情報サービス かながわ」の書式ライブラリー（アドレス <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>）等で確認してください。

申請書の様式

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/1shinki/11.html>

申請書の準備が出来たら

申請方法

横浜市では、令和5年10月より電子申請届出システムでの提出を開始しました。

申請は、電子申請届出システムにより行ってください。申請を希望される日の2週間前をめぐにご提出ください。

〔問合せ先〕 受付 : 横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢施設課
連絡先 : TEL 045-671-4117 (有料老人ホーム 担当)

第1回目の申請の締め切りは毎月7日です。（曜日の関係で前後することもあります）

申請書は必ずしも1度で受理できるとは限りません。修正していただかないといけない場合もございますので、お早めにご提出願います。

審査

審査は事業所ごと、サービス種類ごとに行い、申請書及び添付書類等の書類審査が中心になります。

申請書提出後、指定希望日前までに申請内容に変更が生じた場合は、高齢施設課に連絡の上、書類の補正を行ってください。

指定

指定は毎月1日です。（毎月13日までに受理した書類について審査を行い、審査をとった事業所は、翌月1日に指定します。**受理できない場合は翌々月以降となります**）

公示

指定事業所名、所在地、サービスの種類等が市報に登載されます。
横浜市ホームページ（インターネット）でも情報提供しています。

「事前相談会」は、行っておりません。厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たしているか、申請書類が整っているか確認の上、ご来庁ください。

指定申請等手数料について

横浜市では、介護サービス事業者、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、地方自治法第227条に基づき、応益負担の観点から、手数料の徴収を行っています。

1 手数料の額

事業の種類	新規指定 (許可) 申請	指定(許可) 更新申請
居宅サービス (通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護)	30,000円	10,000円
(その他の居宅サービス)	20,000円	10,000円
地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)	20,000円	10,000円
(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護)	45,000円	25,000円
(その他の地域密着型サービス)	30,000円	10,000円
居宅介護支援	20,000円	10,000円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45,000円	25,000円
施設サービス(介護老人保健施設)	63,000円	25,000円
施設サービス(介護医療院)	63,000円	25,000円
介護予防サービス (介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護)	15,000円	10,000円
(その他の介護予防サービス)	10,000円	10,000円
地域密着型介護予防サービス	15,000円	10,000円
介護予防支援	10,000円	10,000円
第1号事業 (横浜市訪問介護相当サービス、横浜市訪問型生活援助サービス) ※一つの事業所が横浜市訪問介護相当サービス及び横浜市訪問型生活援助サービスを同時に申請した場合は、一括して10,000円	10,000円	10,000円
(横浜市通所介護相当サービス)	15,000円	10,000円
施設サービス(介護療養型医療施設)	—	25,000円

(注)

- 1 上記の手料金は、複数のサービスを同時に申請した場合でも、1サービスごとに納付する必要があります。
(横浜市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の横浜市訪問介護相当サービス及び横浜市訪問型生活援助サービスを同時に申請する場合を除く。)
- 2 みなし指定などについては、手数料を納付する必要はありません。
- 3 変更届・加算届などについては、手数料を納付する必要はありません(介護老人保健施設を除く)。
- 4 介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可(構造変更)に係る手数料は33,000円です。
- 5 共生型サービスについては、現在のところは申請についての手料金は徴収しません。

2 納付方法

- 手数料は納付書にて納めていただきます。納付書は高齢施設課からお渡しします。
- この手数料は、申請の手数料であるため、審査の結果、新規指定・指定更新等ができない場合でも手数料は返還できません。

【重要】令和2年（2020年）1月28日で、横浜市収入証紙の販売は終了しました。

「収入証紙について」（会計室案内ページ）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kaikei/kanri/shoshi/>